（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に ☑ すること

政治団体の区分
☐ 政党
☐ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

1　政治団体の名称（ふりがな）　きいたかしせいさくけんきゅうかい　城井たかし政策研究会

2　主たる事務所の所在地　〒802－0072　北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201

3　代表者の氏名　城井　崇

4　会計責任者の氏名　本多　秀司

5　令和　2　年分

福岡県選挙管理委員会 受付 -3.4.27 第71号 神谷

＊団体コード	
前年繰越額	¥580,215

事務担当者の氏名　早見　はるみ

電話番号　093-941-7767

資金管理団体の指定の有無
☑ 有　☐ 無
公職の種類　衆議院議員（現・候）
資金管理団体の届出をした　城井　崇

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　城井　崇
公職の種類　衆議院議員（現）候）

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

メ4回

全国団体用

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	11,387,386
（前年からの繰越額）	580,215
（本年の収入額）	10,807,171
支　出　総　額	9,100,000
翌年への繰越額	2,287,386

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　　額	0
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ア) 個人からの寄附	198,324	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	10,608,843	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)	10,807,167	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア　＋　イ）	10,807,167	

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人　2.法人・その他の団体　3.政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金　額	年月日	住　所　（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
城井　崇	198,324	令和2.10.30	福岡県北九州市小倉南区上石田2-21-18	衆議院議員	
この頁の小計	198,324				
その他の寄附	0				
合　計	198,324				

（注1）同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

（注2）寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

（注3）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その７）

（1，2，3 のいずれかに○をつけてください）

（７）寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人　2. 法人・その他の団体　3. 政治団体	
寄附者の氏名（又は名称）	金額	年月日	住所（又は所在地）	職業（又は代表者の氏名）	備考
国民民主党	10,000,000	令和2.9.4	東京都千代田区永田町1-11-1	玉木雄一郎	
国民民主党福岡県第10区総支部	608,843	令和2.9.15	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	城井　崇	
この頁の小計	10,608,843				
その他の寄附	0				
合計	10,608,843				

（注1）同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。

（注2）寄附をした者（団体等）ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。

（注3）「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又政治団体の寄附者の区分ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支出の総括表		
項目	金額	備考
1　**経常経費**		
(1)　人件費	*0*	
(2)　光熱水費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*0*	
(4)　事務所費	*0*	
小計	*0*	
2　**政治活動費**		
(1)　組織活動費	*0*	
(2)　選挙関係費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*0*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣伝事業費	*0*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　その他の事業費	*0*	
(4)　調査研究費	*0*	
(5)　寄附・交付金	*9,100,000*	
(6)　その他の経費	*0*	
小計	*9,100,000*	
合計	*9,100,000*	

全国団体用

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	寄附・交付金 ／ （ 寄附 ／ ）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
寄附	300,000	令和2.9.25	きいたかし後援会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	500,000	令和2.10.6	きいたかしを支える会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	200,000	令和2.10.22	きいたかし後援会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	500,000	令和2.10.23	立憲民主党福岡県第10区総支部	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	500,000	令和2.10.29	立憲民主党福岡県第10区総支部	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	500,000	令和2.10.29	立憲民主党福岡県第10区総支部	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	1,000,000	令和2.10.30	立憲民主党福岡県第10区総支部	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	300,000	令和2.11.9	きいたかしを支える会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	1,000,000	令和2.11.20	きいたかし後援会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	1,000,000	令和2.11.24	立憲民主党福岡県第10区総支部	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	200,000	令和2.11.27	立憲民主党福岡県第10区総支部	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	1,000,000	令和2.11.30	きいたかしを支える会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	100,000	令和2.12.14	きいたかし後援会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	1,000,000	令和2.12.25	きいたかしを支える会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
寄附	1,000,000	令和2.12.28	きいたかしを支える会	福岡県北九州市小倉北区東篠崎1-4-1-201	
この頁の小計	9,100,000				
その他の支出	0				
合計	9,100,000				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資　産　等　の　項　目　別　区　分	有	無	備　　考
ア　土　　地	□	☑	
イ　建　　物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金　　銭　　信　　託	□	☑	
キ　有　　価　　証　　券	□	☑	
ク　出　　資　　に　　よ　　る　　権　　利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

① 領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年3月30日

政治団体の名称　城井たかし政策研究会

会計責任者の氏名　本多秀司　㊞

代表者の氏名（解散時のみ）　㊞

(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。